

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇条 例
鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例(港湾課)

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

昭和六十二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取
県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の停留料の項の各号を次のように改める。

一 二・三トン以下の航空機

(一) 三トン以下の重量については、当該重量に対し八一〇円

(二) 三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し八一
〇円

(三) 六トンを超え二・三トン以下の重量については、一トンごとに三〇
円

二 二・三トンを超える航空機

(一) 二・五トン以下の重量については、一トンごとに九〇円

(二) 二・五トンを超え一〇〇トン以下の重量については、一トンごと
に八〇円

(三) 一〇〇トンを超える重量については、一トンごとに七〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。